古農政第　３０３　号
令和８年１０月１４日

農　家　各　位

古河市長　針　谷　　力
（　公　印　省　略　）

台風２５号による農作物災害被害調査実施について（被害状況届の提出依頼）

台風２５号および長雨による記録的な降雨量を観測し、市内においても農地の長期的な冠水等の被害が発生し、被害に遭われました農家の皆さまには心よりお見舞いを申し上げます。

このたび、茨城県において「台風２５号による災害」について茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の適用が決定され、県の支援対象となることから、下記のとおり被害状況の把握を目的とした調査を実施します。

つきましては、被害を受けられた方におかれましては、別紙様式「被害状況届」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

１　対象となる災害　　台風２５号による災害

２　届出対象者　　**農業を主な業務とする方（専業農家、第１種兼業農家）で、次のいずれかに該当する方**

（１）災害による農作物の減収量が、平年における収穫量の 30%以上であり、かつ、減収に伴う損失額が、平年におけるすべての農業総収入額の 10%以上にあたる方

（２）農業用施設の流出、全壊又は大破に伴う被害額が 10 万円以上にあたる方

＊被害額算出の考え方は時価価格で算出する。

３　補助の種類（県条例が定める主な助成措置）

区　分	補助の種類
融資事業	経営資金、施設復旧資金及び事業資金の融通についての助成（利子補給）
補助事業	①樹草勢回復用肥料購入費補助（樹草勢回復用の肥料の購入費用） ②病害虫防除用薬剤購入費補助（病害虫の共同防除用の薬剤の購入費用） ③代作用種苗肥料購入費補助（代作用の種苗肥料の購入費用） ④種苗購入費補助（再生産用の種子、苗等の購入費用）

※助成の基準となる購入日は、台風第 25 号（9 月 21 日）以降とし、その証明として領収書等の提出が必要となります。

４　届出方法　　**10 月 27 日（火）まで**に農政課（三和庁舎）へ**被害状況写真**を添付してお越しください。**（期限厳守）**　＊平日は午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（土・日・祝日は除く）

※この調査の結果、茨城県の基準を満たさない場合は、届出をしても助成措置が受けられません。

なお、被害農産物の売上相当額に対する補償ではないことをご理解ください。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

５　問い合わせ先　　古河市役所産業部農政課（三和庁舎）℡７６－１５１１（内線２１２４~２１２６）